

第1節 弁護士倫理

第1 弁護士の職務についての総論

法曹三者に共通する法曹倫理について第1章で検討してきましたが、本章では法曹三者ごとに特有の法曹倫理を検討していきましょう。

法曹倫理も職業倫理の1つですから、同じ法曹でもその担う職務が異なれば、課せられる倫理に差異が出てくるのは当然です。そこでまず法曹三者すなわち、弁護士、裁判官、検察官それぞれの職務の特性を考察して、それからその倫理について考えていきましょう。

弁護士の職務の特徴はどのようなものか、まずは弁護士法の条文からみていきましょう。

第3条（弁護士の職務）

第1項

弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

第2項

弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる。

弁護士法3条1項に述べられているように、弁護士は「一般の法律事務を行うことを職務」としています。同条の沿革をたどりますと、近代法を継受して以降の最初の弁護士制度に関する法令である代言人規則や、明治26年3月4日法律7号の弁護士法（いわゆる旧々弁護士法）では、専ら裁判所における活動に職務が限定されていましたが、昭和8年5月1日に改正（法律53号）された弁護士法（いわゆる旧弁護士法）

設問 5

A弁護士は、依頼者を申立人とする民事調停事件において、裁判所の調停委員から、相手方が調停に応ずる意思がなく、調停成立の見込みがないため、調停を取り下げるか不成立にするしかないと言われた。

この事件は、訴訟提起をすることが困難な事件であったので、調停を不成立にして、調停時に納付した印紙を訴訟において利用する見込みがなく、また、消滅時効の心配もなかったことから、その調停期日で調停を取り下げた後、速やかに、調停に出席していなかった依頼者に調停の取下げを報告した。

A弁護士がとった対応に問題があるか。

解題

A弁護士が調停を取り下げなければ、その調停期日で調停不成立の手続がとられて調停は終了することになり、依頼者から、依頼者の了解なく調停を取り下げたということを理由に、A弁護士に対する懲戒請求の申立てがなされた場合、懲戒処分を受ける可能性がある。取下げでも不成立でも調停終了という結果は同じだが、調停の取下げについて、事前に依頼者の了解を得ていない場合は、依頼者に連絡をとって了解を得るか、依頼者との連絡が直ちにとれず了解が得られないという場合は、調停不成立にせざるを得ないであろう。

column ある弁護人の懺悔

当番弁護で待機中の私に出動依頼があった。被疑者は20代の男性で、嫌疑は強制わいせつだ。きょう逮捕されたばかりで、刑事弁護センターからの連絡によれば、センターに依頼したのは被疑者の婚約者で、接見に行く前に連絡がほしいとのことだった。その女性に連絡してみると、被疑者は会社員であり、婚約者が警察から聞いた話だと「被疑者は、酔っぱらって夜道を歩いているときに、前に行く若い女性に背後から抱きついた」ということらしい。婚約者はしっかりした女性で、自分以外の女性にこのような行為をしたにもかかわらず被疑者のことを心から案じていた。私は、強制わいせつという嫌疑からみて「抱きついただけではないな」と思ったがそのことは口にできずに接見に行った。

接見してみると被疑者は悄然としていた。話を聞くと酔った勢いで前に行く女性に抱きつき、下着に手を差し入れたということだった。事実関係を認めており、しっかりとした会社に勤めていて逃亡のおそれはないと考えた私は、まず勾留させないことを目標にした。

勾留質問の日の朝、被疑者の両親と婚約者と一緒に裁判所へ行き、その場で身柄引受書に署名してもらい、私の書いた上申書と一緒に裁判所に提出し、裁判官に面接して勾留の要件がないことを力説した。その甲斐があつてか勾留は却下された。上々の滑り出しだったのだが……。

担当の検察官は、私に「たとえ被害者と示談できたとしても起訴する。起訴の予定日は勾留が却下されず認められたとした場合の20日目である」と述べた。つまり不起訴にするには、その日までに単に示談をまとめるだけではなく告訴の取下げまで獲得しなければならないというわけだ。教えてもらった被害者の連絡先へ連絡したが、はじめは会うことも断られた。何とか頼み込んで被害者の指定する場所で面談することができた。会ってみると被害者は若い女性でどこことなく婚約者の女性に面影